

（設置）

第 1 条 福祉医療費助成制度について、府・市町村を通じた厳しい財政状況等に鑑み、将来に向け持続可能な制度とする観点から、府と市町村がともに、制度の実態について検証、今後のあり方について研究するため、福祉医療費助成制度に関する研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 研究会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 受益と負担の観点から見た現行制度の実態検証及びそれを踏まえた対応方策に関する事項
- (2) 府財政構造改革プラン《案》で検討を行うこととされた内容に関する事項
- (3) その他

（組織）

第 3 条 研究会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長会から選出される職員（別紙名簿のとおり）
 - (2) 町村長会から選出される職員（別紙名簿のとおり）
 - (3) 大阪府福祉部職員（別紙名簿のとおり）
- 2 研究会に座長 1 名を置き、構成員の互選により選任する。
 - 3 座長は研究会の会務を総理し、会議の議事進行を行う。
 - 4 座長に事故があるときは、構成員の互選により、その代理するものを選任する。
 - 5 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

（下部組織）

第 4 条 研究会が必要と認めるときはワーキンググループを置くことができる。

（庶務）

第 5 条 研究会の庶務は、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課において行う。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 11 月 7 日から施行する。

(別 紙)

福祉医療費助成制度に関する研究会名簿(R1)

区 分	市町村	部課名	職名	氏名
市長会保健福祉部長会議				
代表幹事 (中部ブロック幹事)	羽曳野市	保健福祉部 保険健康室	室長	田中 安紀
副代表幹事 (泉州ブロック幹事)	岸和田市	福祉部	部長	津村 昭人
部会長市幹事	泉大津市	健康福祉部	部長	川口 貴子
政令市ブロック幹事	大阪市	福祉局 保険年金担当	部長	池田 太加司
北摂 ブロック幹事	摂津市	保健福祉部	理事	平井 貴志
河北 ブロック幹事	大東市	福祉・子ども部	部長	青木 浩之
泉州 ブロック幹事	貝塚市	福祉部	部長	櫛本 利浩
町村長会健康福祉部長会議				
代表幹事	豊能町	生活福祉部	部長	上浦 登
副代表幹事	忠岡町	健康福祉部	部長	東 祥子
副代表幹事	河南町	健康福祉部	部長	赤井 毅彦
大阪府		福祉部障がい福祉室	室長	奥村 健志
		福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課	課長	永尾 光年
		福祉部障がい福祉室 地域生活支援課	課長	荒木 敏宏
		福祉部障がい福祉室 地域生活支援課	参事	志村 和哉
		福祉部子ども室 子育て支援課	課長	田中 忠

(敬称略)

福祉医療費助成制度に関する研究会
福祉4医療に関するワーキンググループ名簿(R1)

区 分	市町村	部課名	職名	氏名
政令市	大阪市	福祉局生活福祉部 国民保健事業担当	課長	西崎 浩二
北 摂	摂津市	障害福祉課	課長	森川 護
河 北	大東市	福祉政策課	課長	川阪 栄介
中 部	羽曳野市	保険年金課	参事	舟本 美果
泉 州	貝塚市	障害福祉課	課長	野村 圭一
	岸和田市	障害者支援課	課長	長谷川 真紀
	泉大津市	障がい福祉課	課長	深澤 智
町 村	豊能町	保険課	課長	小森 進
	忠岡町	地域福祉課	課長	畑中 孝昭
	河南町	高齢障がい福祉課	課長	福田 新吾
大 阪 府		福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課	総括補佐	谷岡 伸子
		福祉部障がい福祉室 地域生活支援課	課長補佐	廣川 宏

(敬称略)